

第1部 発達保障をめぐる動向と私たちの課題

1 発達保障をめぐる諸制度改悪の実態

(1)新自由主義政策と容赦ない社会保障・社会福祉制度の改悪

2003年の国連人間開発報告（Human Development Report）では「世界の最富裕層5%に属する人々は、最貧困層5%の人々の114倍に相当する所得を得ている。最も裕福な1%の人々は、最も貧しい57%の人々と同じだけの所得を得ていることになる。そして最も裕福な2,500万人の米国人が世界の最も貧しい20億人の所得合計とほぼ同額を得ている」と述べられ「地球上の人間を100人としたら、最も豊かな20人が全体の富の90%を消費し、最も貧しい20人は1%しか消費していない。最も豊かな20人は最も貧しい20人の74倍の収入がある」（『人間開発ってなに』国連開発計画）と言っています。

OECD（経済協力開発機構）の「所得格差と貧困」（2005年2月）では、日本の貧困率（年間所得238万円以下の世帯割合：1）は15.3%に達するとされています。これはこの10年間で約2倍となり加盟25か国中5位に転落したと報道されました。また働く人たちの3分の1が低賃金労働者という推計もあり、貯蓄ゼロ世帯は20%に上っています。さらに、若い人たちの間では、「年収300万円をこえたら勝ち組だ」といわれるほど若年層の低所得、雇用問題は深刻化しています。

かつては一億総中流と言われる時代がありました。バブル崩壊以降、リストラや年功序列型の賃金体系崩壊などによって生

活の先行きに不安が拡がり、生きていくことに安心や希望をが持てなくなっています。そうした中であっても社会保障・社会福祉制度はあらゆる分野での改悪が進行し、一層加速しています。

それは「小さな政府をめざすとして、年金、医療、介護を相次いで改悪し、国民に負担増・給付減を押しつけ、営利企業に福祉をもうけの場として解放するという、社会保障の縮小、民営化、営利化路線をいっそう推進する」（中央社会保障推進協議会・橋本輝夫）のものであり、来年度予算では社会保障関係費の自然増分8,000億円でさえ約四分の一の2,200億円に圧縮される案が出されています。さらに定率減税の廃止と一連の社会保障改悪で7兆円の負担増が国民を直撃するという指摘もあります。

これら国民に「総痛み」や「改革なくして成長なし」という「構造改革」は、小さな政府論、規制緩和、市場原理、自己責任論などが基調となっている新自由主義路線によるものであることはかつての第4～6回の基調報告でも述べてきました。新自由主義について浅井春夫は「福祉施策は怠け者を多数生みだし、1970年から各国を悩ます財政赤字を生み、経済を停滞させ、社会の道徳を低下させた」という認識の下に「福祉予算を削減すれば、怠け者たちは仕事を探し自立するようになるし、財政赤字の削減にも役立つ。社会保障は、それでも働けない高齢者や障害者などには最小限の福祉を提供すればよい」とするものだと指摘しています。そして、経済界の要請を受けて「経済建て直しには企業への投資が必

要だ。投資資金を生み出すためには高額所得税や大手企業への法人税の減税を行うべきだ。とくに高所得者に対する減税は購買力がふえるので効果が大きい」そして、「労働規制，経済規制など規制を緩和して，企業の自由に任せ，行政にも市場原理を導入して，効率化をはかり財政赤字の削減をする」ものであると説明しています。浅井によれば，このような新自由主義路線は，弱肉強食の論理，貧困者憎悪の理念とっています。

今，こうした新自由主義政策はどのような局面をむかえているのか，その実態を見て行くことにしましょう。

(2)医療制度改革

政府は2005年10月19日に「医療制度構造改革試案」を発表しました。その内容は次のようなものでした。

- 1) 高齢者の自己負担の2～3割化
- 2) 75歳以上高齢者全員から保険料を徴収する新高齢者医療制度の創設
- 3) 高額療養費の限度額の引き上げ
- 4) 長期入院高齢者の食費・居住費の全額自己負担化
- 5) 混合診療の拡大
- 6) 一般入院の食費・居住費の全額自己負担化
- 7) 保険免責制度の創設
- 8) 診療報酬の10%削減（10年間で）

厚生労働省は，こうした患者負担増により医療費の伸び率（対国民所得比）を2025年度に約9%に抑えることができると試算し，厚生労働大臣を本部長とする「医

療構造改革推進本部」を設置し医療費抑制のため総力体制をとりすすめてきました。政府と自民・公明両党は12月1日に2006年度～2008年度にかけて実施予定とする「医療制度改革大綱」（以下，「大綱」）を決定し，法案を2006年春の通常国会に提出する予定です。これら「改革」内容に貫かれた最大の目的でかつ最大の問題点は，医療保険給付費の大幅な抑制・削減に道を開くことであり，それは日本の医療保険制度の根幹である国民皆保険制度を公的医療保険だけでは必要な医療が受けられない制度に変質させる（＝それは民間生命保険会社の保険商品への依存度を高めるということでもある）ものです。

①財界の要請

2004年12月14日に日本経団連が発表した「財政の持続可能性確保に関する提言」では，「医療や介護についても，給付費を抑えるため，公的保障の範囲を，生命，健康，基礎的生活の維持に不可欠であり，市場に委ねることが不適切なサービスに限定するとともに，保険外サービスと保険サービスの併用を進めるべきである」とし，その「具体的な改革方策」として，医療給付費（とくに高齢者医療費）の抑制を緊急の課題として，「公的医療保障の範囲を見直し，限定化する」，一定額以下を全額自己負担とする「保険免責制度」の導入や高齢者医療は高齢者自身の保険料でまかなうことを原則にすることなどを提言していました。

経済同友会も，今年4月6日の提言で，「抜本的な改革は実現しておらず，医療保険制度にいたっては，ほとんど手つかずの状態にある」との認識を示し，改革の加速

を主張しています。

これらのことは、医療保険制度における事業主負担をなくしていきたいという財界の要請であり、その過程で事業主負担増につながる医療費を抑制をしたい、ということなのです。抑制目標は「GDPの伸びの範囲」（国内総生産：1～2%）というのが財界の目標なのですが、厚生労働省はその「GDPの伸びの範囲」との「連動」という表現は退けたものの、「厳しく抑制をはかる」ため、「大綱」においては「公的医療給付の見通しを積み上げた効果を織り込んだ形で経済規模と照合。5年程度の医療給付費の規模の見通しを示し、給付費の伸びを検証する目安となる指標にする。一定期間後、指標と実績をつきあわせ、適正化方策の効果を検証し、施策の見直しに反映させる」としています。

② “命の差別化”

給付費を抑えるだけでは、医療費全体の削減が実現できるわけではありません。

来年の予算編成に向けて財務省は、医療費の支出で5,000億円の削減をかかげています。「大綱」に基づく「改革」で高齢者の窓口負担増による削減額は900億円程度ということになります。実際に新高齢者医療保険制度をめぐる調整で市町村に550億円の財政支援をすることになっていますから、実質の削減は350億円にしかありません。したがって残りの450億円をどう削減するかが当面の焦点ということになり、その大部分は診療報酬を実質引き下げることによって実現しようとしているのです。

高齢化が進行すれば必要な医療は増え、当然それに伴う費用も増えます。この増えざるを得ない費用（いわゆる医療費と医療

費からはずされる関連の費用）と給付費との差。ここに生まれる差額をつぎつぎと患者および国民、そして医療機関に押しつけていくしくみづくりが、「大綱」のめざす医療改革なのです。つまり、来年の診療報酬引き下げにかかわらず、保険で対応する医療を縮小して、自己負担とする部分を拡大していくねらいがそこにはあります。このような保険診療と自費診療の併用を認める「混合診療」の解禁は、“必要な医療はすべて保険でおこなう”という公的医療保険の原則をくずし、患者負担増や患者の支払い能力による“命の差別化”につながるものです。今回の「改革」提案は、そのための大きな一歩を踏み出すためのものといえます。

③医療を営利の対象にするもくろみ

この延長線上には、公的医療保険に民間活力の導入であるとか、民間委託・民営化という方向が、また、社会保険庁の解体、年金業務・医療保険業務の民間開放、医療関連業務への民間参入、医療機関への株式会社への参入などの議論があり、そうしたことの向こうに、多国籍保険金融資本などの姿が、透けて見えてくるのではないのでしょうか。

また、混合診療解禁による、保険併用（保険導入検討医療）の自費診療の増大、さらに、自由診療（患者選択同意医療）の増加によって、総医療費の増大が予測され、営利対象の医療・保険市場の規模拡大が見込まれます。

医療の非営利原則を突き崩し、医療そのもの、また、医療保険・医療関連業務をも含め、資本の営利の対象とするという、新自由主義的な改悪に向けての、さまざまな

企図が、ここには盛り込まれているといえます。

(3)介護保険法の改悪

介護保険による給付費は、発足当初は 3.2 兆円でしたが現在は 6 兆円程度にまでなり、当初低く抑えられていた保険料が、2012 年には 6000 円台になると予測されるなど、大幅な値上げが余儀なく実行されようとしています。

① “福祉の沙汰も金次第”

2005 年 10 月から介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設、介護療養型医療施設やショートステイ利用者の「居住費・食費」が全額自己負担になったことにより、入所者・利用者に深刻な影響が広がっています。負担増に堪えきれずの退所・あるいは入所見送り・個室から多床室への移働・利用回数の減少などの事例や、サービス利用を継続するためにわずかな年金・預貯金を食いつぶしている実態が各地で報告されています。とりわけ平均年金額が 4 万 6 千円という国民年金受給者にとっては極めて深刻な事態になっています。

まさに“金の切れ目がいのちの切れ目”が現実のものになっています。ホテルコスト（居住費や食費）を利用者負担とする理由は、在宅での介護には、家賃も、光熱費も、オムツ代なども自己負担なのに、それに対して、施設利用者が払っているのは、要介護度に応じた 1 割の自己負担と毎日の食事代程度しかなく、ここに不公平感があるという「在宅高齢者との公平性確保」にあります。「在宅での生活が困難となった場合、公租公課を負担しつつ希望していない

にもかかわらずホテルコストを支払わざるをえなくなる。介護保険制度が社会保険制度である以上、本人の希望に関わらない必然的なコストは、最初から保険給付として構成し、当然に保険給付として支払われるべきであって、在宅高齢者と同一平面上でコスト負担を論じることは不合理」であり、「居住費を保険外で負担しなければならないなどという保険は社会的な保険としては失敗といわざるを得ない」と平田厚は指摘しています。

②低廉な介護報酬・安上がりで劣悪な労働実態・経営不安の増大

今回の改悪では、経営にも大きく悪影響を及ぼしています。月額介護報酬が一人平均約 5000 円のマイナス、居住費・食費の負担金を入れても利用者一人当たり月平均約 18000 円の減収。これが定員 50 人、100 人という施設の年間収入となると大幅な減収となり、経営そのものを大きく圧迫しています。すでに、直営方式の給食を外部委託するのに伴って調理職員の指名解雇が発生したり、介護療養型医療施設指定を返上する医療機関が激増し、9 月末までに 25 施設、775 床にのぼっています。今後も入所者の自己負担増や介護報酬改定などを受けて返上・辞退の増加が予想されます。これには、ホテルコスト分の自己負担が医療保険でも導入されることへの危機感も加わっていることは確かです。

また、「大幅な減収で介護労働の時間単価を切り下げざるを得ない」と頭を抱える事業者も出てきています。国民の介護に直接携わるホームヘルパーが安上がりの労働力として使われ、介護の専門職として力を発揮できないという状況になっていること

も深刻な問題になっています。「施設運営にとっても人件費が70%をしめるなど人件費がほとんどの事業だから介護報酬をあげなければ労働条件はよくなりませんし施設の運営も安定しない」と伊藤周平が言うように、介護報酬が上がらない状況は介護労働者の劣悪な処遇を招いています。

最近の介護労働安定センターの調査によれば、介護労働者のうち79%が3年未満、46%が1年未満となっています。特に登録ヘルパーなどの離職率は高く、53%が1年未満で離職するとの統計が示されています。登録ヘルパーの離職率が高い原因は、低賃金でかつ収入が不安定であることばかりではなく、研修の保障がなく自己研鑽の機会がないこと、ケース検討やケースカンファレンスへの参加が保障されておらずチームケアから疎外されていることなどが指摘されています。介護労働の専門性を高めていくために資格制度を導入しても、いまの介護保険制度と低廉な報酬の中ではヘルパーの可能性を広げていくことはたいへん困難になっているのです。

1回90分以上のサービスを提供すると採算にあわなくなるためサービスを短時間に誘導する介護報酬、ホームヘルパーが現場で判断したり対応をすることを奪われている現実、現任研修の貧困さ、通院や外出介助、新予防給付にみられる「代行」業務（家事援助）の制約・規制の問題など、利用者一人ひとりの生活実態にあった制度とは逆行する動きになっており、介護報酬の抜本的な改善とその運営を求める運動が必要です。

このような制度「改正」の厚生労働省および保険者である市町村による説明が不十

分なため、利用者負担増になったことしか伝わらず、「(事業者は)儲かっているだろうに、なんで値上げが必要なのか」「値上げになって儲かるだろうに、何で施設の収入が少ないのか」との不満が生まれています。それを居宅介護支援事業所のケアマネジャーが一人ひとりの利用者・家族に対する説明をしているというのが実情です。

(4)障害者自立支援法

2005年10月障害者自立支援法が成立し、障害福祉施策は児童もふくめすべてが利用契約制度になりました。この障害者自立支援法のねらいについて、厚生労働省は次の5点を示しています。

- 1) 障害者の福祉サービスを「一元化」
- 2) 障害者がもっと「働ける社会」に
- 3) 地域の限られた社会資源を活用できるよう「規制緩和」
- 4) 公平なサービス利用のための「手続きや基準の透明化、明確化」
- 5) 増大する福祉サービス等の費用を皆で負担し支え合う仕組みの強化

この大きな問題は、特にサービス体系のあり方と費用負担についてです。

①サービス体系のあり方

1) 出口なき「ところてん」方式

福祉サービスの一元化の課題は、以前よりそのわかりにくさや種類の多さと障害児者の実態との乖離などが出され改善を望む声が出ていたことです。ですから入所施設は基本的に日中活動と朝夕の生活施設というように二つに分けられるようになるなど評価できる点もあります。

しかし、一方で日中活動の体系が「就労」することを頂点とした縦型のシステム

になっていることによって、それぞれの施設利用の基本期間が定められた通過型のいわゆる「ところてん」方式による施設システムになっています。障害者を含めた雇用は、若年層の潜在的な失業率の高さを見ても今日の社会そのものの深刻な課題でもあるのですが、障害者福祉の体系を変更して「ところてん」の受け口である雇用を障害のある人のみがスムーズに実現するとは到底考えられません。また、就労することだけが障害のある人たちの願いであるのかどうかの見極めがそこには必要です（第6回人間発達講座基調報告でのAさんの事例など）。そういった意味では日中活動の体系には、もうひとつ緩やかな幅の広い枠組みが必要です。

また、入所型の生活施設について、自立支援法が評価できるところがあると述べましたが、その一方で生活施設自体を少なくしていこうとする動きはむしろ強まっています。障害者支援施設（入所型の生活施設）に長くいることはその障害が医療的に重い場合を除いてはやはり一定の期限付きでということになります。

そのため入所が継続するような場合の単価は逡減されていく、つまり施設の努力が足りないと思われるのではないかと、いわれています。ここでも「ところてん」方式が原則とされています。しかし、入所型の生活施設以外のグループホームやケアホームが、地域における小さな個別の暮らしを支える社会資源となるためにはまだまだ多くの課題があります。特に障害の重い人たちの場合においてはまったくその見通しは見えてきません。それを「ところてん」方式の受け口にすることが本当にできるのでし

ようか。

2) 日額単価による経営の悪化

また施設経営という点でいえば、これまでの支援費制度までは1か月単価によって支援費として積算されていましたが、今回は、一日何人という実績払いになります。したがって、まだ単価がどうなるのかという詳細はでてはいませんが、施設、特に通所型の施設運営は大きな影響を受けることは必至です。

②費用負担

障害者自立支援法では国の支出を裁量的経費から義務的経費に変更しました。

厚生労働省はそれによって障害福祉の財源を安定的に確保できるといいます。「支援費制度ではサービスの利用量が非常に増えた。そして、その費用は一度予算を決めたらそれ以上出さなくて良いという仕組みだった。これが赤字体質を作っていた。新法ではサービス量が増えても、必ず国、都道府県、市町村がそれぞれ、1/2、1/4、1/4負担するという制度にした。ただしサービス利用者にも原則一割負担をしていただくという仕組みを作った」というのです。確かに公的負担分ではそのようにみえますが、本人の1割負担が前提ですから「増大するサービスの費用を皆で負担し支え合う」という仕組みに切り替えるということです。

つまり、「国、都道府県、市町村も出しますが、本人も出さないと支えられない」といい、定率1割負担を実行することになります。これはあくまでも、支援費支給制度の税方式から保険方式への転換のために導入をする呼び水の外的なもの以外の何物でもないように思います。しかしながら、障害

者自立支援法においては、その外堀としての仕組みやシステム・単価において介護保険制度によりいっそうのすりあわせを行ない5年後に統合をするものとして用意されているものといえるでしょう。

したがって、いま介護保険の状況は、数年遅れて障害者にも降りかかる問題であると見てほぼまちがいないように思います。

(5)生活保護改悪

2004年4月から生活保護基準の大幅引き下げが強行され、2006年度から老齢加算廃止・母子加算の縮小、生活保護基準事態も同じく若年層の引き下げと多人数世帯(4人以上)は一律カットされることが決まりました。

また2006年度からは、保護受給者に対して就労をめざした「自立支援プログラム」への参加が呼びかけられています。自治体によっては、この「就労自立支援」について、民間の人材派遣会社にその役割を委ねようとするところも出てきています。

「自立支援」には日常生活支援、社会生活支援、就労支援があるわけですが、就労のみが強調され、障害者福祉の施設体系の問題点と同じように、保護受給者の自立を真に支援する総合的な取り組みをどうしていくのかの検討が必要になっています。

また、生活保護制度の改悪では国庫負担削減と地方への事務移管が提案されましたが、それについては地方公共団体が「最低生活の保障は国の責務」と事務移管の返上という方針を打ち出さざるを得ないほどの対立となり、結果的には先送りとなったいきさつがありました。この先送りの際に地方公共団体から、国の「生活保護の適正

化」方針についても批判が出され、厚生労働省は引き続き努力すると表明しています。国の「適正化」方針は、生活保護の「要否判定」「関係者調査の拡大(扶養義務など)」「不正受給対策の強化」などがあげられています。つまり、生活保護の対象を増やさない・抑制するという意味であり、保護申請に対してこれまで以上に窓口での追い返しや申請拒否などが強まるのが予想されているのです。

2 制度改悪にみる特徴

(1)「適正化」を盾にして、排除の論理を

これらの社会保障などの改革のほとんどにいえることは、まず「適正化」の名のもとで枠組みをつくりなおすことからはじまっています。しかし、その「適正化」は、発達や生活を支える枠組みの「適正化」ではありません。

障害者自立支援法や生活保護では、「自立」ということが強調されます。そして「自立」の中心は「就労」です。「自立」を狭い意味に矮小化し働くことができるかどうかを焦点にしています。すでに述べたように生活保護では、2005年度から自立支援プログラムが実施されていますが、これは、「被保護者の状況や自立阻害要因について類型化を図り、それぞれの類型ごとに取り組むべき自立支援の具体的内容及び実施手順」を明らかにしてすすめていこうとするものです。ところが、これによって「取組状況に改善が見られない場合等には『指導指示』を行い、最終的には保護費の変更、停止または廃止検討する」とまでし

ています。自立支援プログラムがうまくいかなかったからといって、保護費の減額や停止と結びつけるのは、「自立支援プログラム」ではなく、それは“働かざる者食うべからず”とばかりにそれに適応しない場合は切り捨てる「就労強制プログラム」にほかなりません。適応しない者については切り捨てるという考え方です。

就労支援を強化するという事は確かに大切なことです。そこに向かって計画を個別につくって取り組むことは大変良いことには違いないのですが、その過程でアメとムチのように不利益処分を持ち込むのは、それに適応できない場合を「社会的に排除する」ものに他なりません。

(2)「できる」か「できない」か

このように恣意的に枠組みを新たに設けることによって限られた選択に押しこむという状況は、適応が「できる」「できない」という尺度のみに収斂させていくことを求めます。

障害者自立支援法では、福祉サービス実施の前提として、「支援の必要度合いに応じてサービスが公平に利用できるよう、利用に関する手続きや基準を透明化、明確化するため」に障害程度区分の認定を行うことになっています。

障害の程度区分は、区分1～区分6までの6段階で、サービスの必要がない場合は「非該当」とされます。障害程度区分は、本人の申請に基づき市町村が二段階の判定を経て決定します。まずその認定調査として、106項目にわたる聞き取り調査で行われるのですが、この調査項目のうちの79項目は介護保険の要介護認定で使われてい

る項目と同じものが使われ、残りの27項目で障害の特性を反映する、としています。そして、この106項目の調査データをコンピュータ処理して区分認定してそれを一次判定とし、それに基づき医師の意見等を考慮して市町村審査会で最終的な判定を下すという二段階で区分認定をすることになります。

もともとこの場合の障害程度の区分ということは、さまざまなサービスを受ける量が決められる根拠を示すものであるはずで、制度と障害者との「窓口」、あるいは“結び目”になるべきものなのですが、それが「できるならいいじゃないか」というように「関所」のようなものに変質しているのです。

つまり、障害の程度区分は「支援の必要度合い」といいつつも、実はその認定調査項目をみても、支援の度合いが明らかになるようなものになっておらず、「何ができないのか」という面に注目をしています。それも身体的な機能面で「できる」か「できない」ということに着目する項目が多く、日常動作に関して「できない」から「支援が必要」というように短絡的に結びつけて一次判定が出ている傾向があります。

そこには、本人の意向をふまえて支援を検討するという制度上の結び目がなく、コンピューターによって障害程度区分と必要介護時間が算出された支給量が決まってから、その枠組みのなかで選択をし自己決定していくことになるのです。

支援費制度のもと、利用者や関係者の努力で、まがりなりにもやっと自分の生活をどのようにしていきたいのかという希望や

意見を表明でき、地域でくらせるようになってきたところです。何ができないのかということだけではなく、どのように生きたいのかなどの願いを組み入れたものになっていない、このことが決定的に問題なのです。

この問題点はすでに介護保険でも指摘されてきましたが、介護保険ではさらに来年4月以降からの「新予防給付」の内容・基準・報酬等について、介護予防サービスの通所系サービスにおいて「目標の達成度に応じた介護報酬上の評価」「要介護度の維持・改善に応じた加算」の導入ということが検討されています。12月13日の社会保障審議会介護給付費分科会では、それを「試行的に導入する」とし、表面上の機能改善にのみにその価値を認めていくという方向へとすすめられています。

福祉制度自身が、対象となる人たちの「できる」「できない」と、職員の「できた」「できない」によって選別し垣根を作られている構造なのだといえます。このことは、生活や実践が夢や希望、願いなどと切り離されて閉ざされた時間軸の中に押し込まれる事を意味します。しかし、本来、生活はライフ・サイクルというように生活は時間軸にそって姿を変えます。その中で「できる」こと、「できない」ことも、その意味も変化をしていきます。そして、人間の生活の特質の一つは、夢や希望が生活の中ではぐくまれることにあるといわれます。福祉も目標や願いが基盤にあって、今と未来を結びつける営みです。このようにもともと時間軸においてひらかれたものを、「できるから」と軽度の障害者を制度の関所がとぎし、「できなかったから」と

職員と事業者にペナルティーを課すことで重度の障害者を制度の垣根の外に追いやる仕組みだと言わざるを得ません。

(3)効率化を口実にした制度・実践の収縮

「今年も二人でお正月を迎えられました。発病して3年になります。あまり容態は変わらないように見えますが、最近私が声をかけると目を開けるようになってくれてうれしいです」。彼女の夫は、二回の脳出血によって働きかけにも反応が無く、呼吸が不安定なために人工呼吸器が必要で、食事も経管栄養となっています。そのため自宅では介護ができないので、彼女が病室に付き添っていて、声をかけると目を開けたりする小さな変化を大切なこととして捉えながら生活を積み重ねています。

今、検討されている医療保険制度改革はこの老夫婦の暮らしを直撃しようとしています。

自民党の総務会長が2005年10月23日のテレビ番組で「(医療を) やっても治らないところにはもうお金はかけない。病院で死んでいるけれども在宅で死んでもらうこともありうる」と述べ、医制度改革の必要性を訴えました。終末期の人は入院が長期化するばかりか高額な医療費がかかる、だから効率的にしたいという発言なのでしようが、終末期の人は一定の入院期間がすぎたら、家に帰ってもらうといわんばかりです。

また、保険診療と自費診療の併用を認める「混合診療」の解禁は、“必要な医療はすべて保険でおこなう”という公的医療保険の原則をくずし、患者負担増や患者の支払い能力による“命の差別化”につながる

と先に述べてきましたが、今回の医療制度改革に於いてこの自費診療との境界の目安の一つは、治る・改善する見込みがあるかないかというところに重点がおかれています。

おそらくこのような改悪された医療制度がスタートすると、先に述べた夫人には次のような説明がなされるでしょう。

「いろいろ治療を試みましたが、ご承知のようにあまり状態は改善していません。そうとう期間も経っていますから、今後改善の見込みはないと思われます。今後の治療について、さらに希望されるのであれば保険診療から自費診療に切り替えをさせていただくことになります。自費診療は、ご家族の意志に従って継続しますので実費請求となり現在の数倍以上の負担になります…」。

ところで、このような治療の効率性が原則とされると、それは終末期の人たちばかりではなく、慢性的な疾患をもつ人や重症心身障害の人などにも同じように適用されるでしょう。

今日の医療制度には確かにさまざまな矛盾があり、尊厳死などの問題も避けて通れません。そして、医療においても自己決定・自己選択は重要です。しかし、その選択は、膨大な自己負担という強い誘導が背景にあり、選択を迫られる当事者も家族も、そのような制度が用意をした決断や行動を強いるものです。

そして、あらかじめ制限された選択肢を提示し、選択という行為のみ自由にして、行為や判断をそれに「適応」させていこうとするという方法は他の分野でも同じように用いられます。例えばそれは自立を就

労、就労を労働のスキルに、生活の支援を、日常生活動作の支援に、あるいはそのスキルを高めることに、そのための目標は数値化することが求められ、支援内容も規格化したものを提供するというように…

いわば人間としての尊厳が制度によって揺らぎかねない状況にあるといえます。

こうした事態を前にしてある詩人の叫びにも似た詩を思い起こさずにはられません。

「黙っていても」壺井繁治
黙っていても
考えているのだ
俺が物言わぬからといって
壁とまちがえるな

そしてこう続ける必要があるでしょう。

障害があっても、あるいは改善の見込みが持ちにくい病気であっても、効率性の原則に適合しないからといっても、私たちは人間なんだ、人間らしく生ききりたいのだ、と。

3 制度改悪の動向の中からどこに展望をみいだすか

昨今消費税増税論と福祉目的税論などが政府や財界から出されています。

谷山治雄は「目的税化は社会保障費の抑制とも結びつけられる。つまり消費税の増税が嫌なら社会保障費の維持あるいは増額はあきらめろということになり、その反対に社会保障の維持・増額を望むなら消費税

の増税に賛成しなければならない」と指摘しているように、社会福祉や社会保障の負担が増税論に結びつくことが危惧されています。けれども「日本の国のあり方を規定している憲法は平和国家、福祉国家を目指していると考えられるから、租税はすべて福祉目的税ともいえるわけで、消費税だけをとりだして福祉目的税とすることは原理上許されない」のです。

しかし国の財政赤字は深刻で、したがってその財政赤字の構造を克服していくことは必要なことです。その財政再建をしていく場合に、税金の使われ方を問題にしないで、社会保障をはじめとした「構造改革」と消費税の増税に、解決の糸口を求めただけではいつその悪循環に陥ることは目に見えています。一方、今の市場化に踏み込んだ福祉サービスの提供についても、いくつかの原則にのっとった減免措置や補足給付の充実など改良や改善を求める取り組みも欠かせない課題です。その原則の根底に、人間らしく生きたいという要求や人間発達の願いが暮らしの中で生していくという権利性がすえられる必要があります。

そして、今日の新自由主義を乗り越える発展的な理論とひらかれたとりくみが私たちに求められているといえるでしょう。そんないま何が見えているのか、そうした取り組みの手がかりやより所に、どのようなものがあるのかを考えてみたいと思います。

(1)「人間の安全保障」との矛盾——日本を世界からみつめなおす

新自由主義路線とその強まりは、日本のみの現象ではありません。こうした中で、

最近の例でもボリビアでは上下水道の民営化が政治的争点となって大統領選挙が行われ民営化反対を掲げる候補者が当選をしました。また、国の基金の運用先に関して核兵器のような非人道的兵器開発企業を除外するという規制が新たに加えられたノルウェーのような国もあります。このように国際的にも新自由主義路線に対する民主主義のルールに基づく規制が始まっています。

先進国の一員を自認する日本政府は、このような動向と無関係に行動できないという側面があります。

例えば、緒方貞子（現 JICA 理事長）、アマルティア・セン（現ハーバード大学教授）の 2 人が共同議長をつとめる「人間の安全保障委員会」が作成した報告書において、「人間の安全保障」を「人間の生にとってかけがえのない中枢部分を守り、すべての人の自由と可能性を実現すること」と説明しています。

この「人間の安全保障」に関して、日本政府は、2003 年 8 月に定めた新政府開発援助（ODA）大綱で、この「人間の安全保障」の概念を取り入れた ODA の開発援助の実施をうたいました。2005 年 2 月に策定された新しい ODA 中期政策では、「人間の安全保障」を「一人ひとりの人間を中心に据えて、脅威にさらされ得る、あるいは現に脅威の下にある個人及び地域社会の保護と能力強化を通じ、各人が尊厳ある生命を全うできるような社会づくりを目指す考え方である」と定め、「開発支援全体にわたってふまえるべき視点」として位置づけています。人々の脅威について、同中期政策では、紛争、テロ、犯罪、人権侵害、難民の発生、感染症の蔓延、環境破

壊、経済危機、災害といった「恐怖」や、貧困、飢餓、教育・保健医療サービスの欠如などの「欠乏」を挙げているのです。これらをふまえ端的に言えば、「人間の安全保障」の考えとは、人が安心して生活できるような社会づくりを行うための枠組みといえ、にもかかわらず日本がすすめようとしている改革方向はそうなっているようには見えないものです。しかし、このような「人間の安全保障」を推進する姿勢を対外的にはとろうと表明していること自身は、国内的な新自由主義路線が国民との矛盾をひろげているだけではなく、国際的な政府の立場とも矛盾を広げている事実は見ておく必要があります。同じように、子どもの権利条約などの批准も（同条約では第 23 条障害児の権利にかかわる条項で「可能な限りの無償」をサービス提供に関する原則としてあげています）、一定の国内的な拘束力を持つものとして忘れるわけにはいきません。

このような民主主義や人権の国際化は多くの国々との積極的なかわり無しに存在し得ない日本にとって無視できないものであるという点からも国内の動向を吟味する視点を持つことが必要です。

(2)費用負担の考え方

①応益負担をめぐる

障害者分野における支援費制度や措置制度のもとでは、利用者の負担金というのは所得に応じて支払う応能負担でした。が、障害者自立支援法においては、そのサービスを利用した量の定率 1 割を負担する仕組み（応益負担）を導入することになりました。このことによって、これまでとは比べ

ものにならない負担が、障害を持つ本人や家族にのしかかってくることとなります。まさにこれは死活問題で「健康で文化的な最低限度の生活を営む」ためにサービスを受け、そこに定率の費用負担をすれば、逆に経済的に生活が立ちゆかなくなるということが現実に起きてくるのです。

この応益負担の費用負担のあり方は、何をさしてそれを「益」とみなすのでしょうか。受けるサービスを「利益」ともいうのでしょうか。「まず、『益』という表現に違和感があります。トイレに行く、食事をする、風呂に入る、日常のことはするにも支援が必要な障害者がいます。そのサービスを『益だから利用料を払え』と言われてるのは。障害をもって生きる人の最低限のニーズを満たすための援助が益と呼べるのでしょうか。ぜいたくがしたいのではない。人間らしく生きる最低限の支援がほしいだけです」と福島智（朝日新聞 2005.4.19）がいうように、それはむしろ暮らしを営むために必要不可欠なサービスであって、そのサービスを受けることで「ふつう」もしくは最低限の生活水準にそこではじめて手が届くのであり、したがってそのサービスはサービスという質のものではなく社会保障そのものなのです。であれば個人の負担は無料もしくは低額ということであるべきです。

市場原理と応益負担の原則を認めるとしても、同一サービス・同対価という応益負担の原則をあてはめればこれまで受けていたサービスが無料や低額であるということであり、したがって負担が増えるというのであれば、それは何らかのサービス改善や充実を伴うものでないといけなものでし

ようし、それがなければならぬ応益負担の原則に照らしてもこれまでより負担を重くすることはあってはならないことだといえるでしょう。

また、障害者自立支援法に基づく制度は応益負担ではなく、応能負担の考えに基づく定率負担であるとも国はいいます。仮にそうであるにしても、所得階層を一般世帯・低所得 1・低所得 2・生活保護対象者という 4 つの階層区分で費用負担をおこなうというように変更することは、現在の支援費制度が 18 段階からくればと応能負担を平準化の方向にと近づけていることは事実です。基本的には、負担能力に応じて、費用を負担するということが最も公平であり、負担能力を所得で見るか、消費でみるかはより望ましいという観点から検討すべき問題であるように思いますが、徴収コストが安い効率的な徴収方法を採用するのが政府の当然の責務といえるでしょう。この負担方法を、「保険料」（保険方式）と呼ぶか、「税」（税方式）と呼ぶかは 2 次的な問題で本質的ではないともいえるかもしれませんが。

しかしながら、負担と給付の関係でいえば、保険方式というのは「拠出なければ給付なし」「財源なければ給付なし」ということが成り立つ関係になります。しかし税方式ということになると、憲法に規定された生存権などの基本的人権の保障、社会保障の原則にもとづいて、受ける側の条件によって保障しないということが成り立つようなものではないものになるということがいえるのではないかと思います。

②契約制度におけるサービスの受け手は「権利主体」であるということに着目して

現状の市場原理のもとでの福祉サービスを受けるということに引き寄せてもう少し話をすすめてみることにしましょう。

市場化のもとでの応益負担の原則は、再サービスを受けるときに、サービスに要する費用をサービスの価格としてサービスの受け手に提示するということになります。たとえば障害者自立支援法における給食費。その費用は 650 円、そのうち原材料費 230 円 人件費・光熱水費が 420 円ということと計上されるようになります。私たちはここに注目するところがあるように思います。つまり費用負担の重さはサービスの受け手と提供する事業所の対立構造をまずつくりだすように見えます。しかし、サービスの対価については事業者が定めるものではなく、サービス提供事業所の労働実態なども明らかにしながら、それが事業所の問題であるのかどうなのかということを確認にさせ、その対立構造をむしろ本来の制度上の矛盾として追及していく芽がここにあるように思います。

佐和隆光は「生活大国や消費者主権といった言葉が日本で使われだしてすでに久しい。しかし、日本の消費者は自由主義社会の消費者として未成熟なままである。医療における無駄や不公正な行為に対して、はっきりと文句を言わなければならない。病院が悪い、医者が悪いということにとどまらず、その背景にある制度やルールに変更を迫るような行動をとるべきである」といいます。また、「消費者が主権を確立できるとするならば、経済の民主化に寄与することはまちがいありません。消費者ということと商品経済の受け手になりますので、もっと公共部門や環境などのすべての生活条件を

いれて、そこで主権を確立することを考えてみましょう」という人もいます。

これの提起は市場化のもとでの福祉のありかたにとっても重要で、まさにサービスの受け手こそが「権利主体」としてその動きをどう作り上げていくのかということが求められているとはいえないでしょうか。

③「福祉の商品化」は最低生活にかかる費用をはじき出す

生活保護への最近の攻撃は、一般世帯との均衡や比較を根拠としています。しかし、高齢加算廃止の際には、保護を受けていないけれども生活保護基準を満たしていない低所得高齢世帯の所得と比較をして、不均衡だから引き下げるということに使われました。

障害者自立支援法や介護保険などで、先にあげた食費やそれにかかる光熱水費、家事援助にかかる費用、手元に残しておきたい金額などなどの明確な費用が示されているということは、逆にいえばさまざまな生活費が積算計上されるようになったということでもあります。むしろその生活費の積み上げということが、国民生活の最低生活基準をつくらせていくということでもあり、「健康で文化的な最低生活」とは何かを広く問い直す機会でもあります。

またその一方で生活の最低基準をむしろ明確にしつつ、それをサービスを受けて成り立たせていくためには減免制度も含めた所得保障をどう充実させていくのかということにおいて検討を進めていくいい機会でもあるといってもいいでしょう。

(3)「官」から「民」へ——規制緩和・指定管理者制度・市場化テスト

さまざまな規制緩和や指定管理者制度・市場化テスト（これまで「官」が独占してきた「公共サービス」について、「官」と「民」が対等な立場で競争入札に参加し、価格・質の両面で最も優れた者が、そのサービスの提供を担っていくこととする制度）・PFI（「Private Finance Initiative：プライベート・ファイナンス・イニシアティブ」：公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う新しい手法）がもたらす公的部門の市場化や官民競争の入札化のほころびについては、すでに第6回の基調報告でも述べてきたところですが、そのほころびが福知山線でのJRの列車事故に見られるように大きな犠牲を伴うものとして顕在化してきていることは許しがたい事実です。

まったくの丸投げ状態の競争入札で民間企業・事業所にすべて行わせるという今日打ち出されているやり方が、安上がりで使命感のない業務をこなすような事業執行へと公的事業を変質させていってしまうのです。ここにこそ大惨事を引き起こすような危険性が生まれてしまうのといえるでしょう。貧しいなかでの競争と利益優先の受託運営によっては、安心というものをつくられないのです。

しかし、進んだ民間企業・事業所の技術や活力を注入しながら、それを公的部門の中で活かし国民に還元していくことそのものは、その質を高めていくひとつの方策としていけない話ではありません。これまでも「管理委託制度」として管理権および責任は行政が担いつつ水準を担保することが行われてきました（第6回の基調報告でふ

れた近畿のある中核市の障害福祉施策などがそのいい例です)。そこにおいては、責任転嫁禁止の原則から行政と事業者は対等の立場で委託契約が結ばれることで予算水準が担保され、したがってそのことによって事業内容の質も担保されてきたといえるのではないのでしょうか。そういう専門性が見地にたって民間に委託することがふさわしいものであることや、その委託が行政が直営で行おうとしたときにかかる経費とほぼ同じような予算措置をとること、民間企業・事業所が行う内容については行政が利益追求のものになっていないかどうかを管理する責任を持つということがむしろ大切なのです。自治体を実施する施策が、より住民にとって実のあるものとして推進されていくときに、民間企業・事業所の力に依拠してすすめていくことが有効な場合もあるのです。

その意味で、「官」か「民」かという争点を、そこで公共性や質がどのような形で担保されるのかをくぐらせて検討すべきではないかと思います。

4 「わたしにつながる」「あなたもかんじる」「人間らしさ」から

しかし、それでも夜は深く、闇はなお重い。そうとしか思えない現実もあります。その大きなものは仲間の見えにくさであり、知らず知らずのうちに私たち自身が新自由主義に巻き込まれているという現実があります。

(1)新自由主義の呪縛・落としている影

①不安と閉塞性と共同性の崩れ

利益追求、コスト削減など社会の厳しい競争の激化がもたらしているものは、耐震強度を偽装した建築、JRの過密ダイヤからくる脱線事故、高齢者を狙った悪質なりフォーム詐欺などなどであり、それによって人びとの「安心」と「安全」は大きく揺らぎ「不安」が広がっています。さらに先にみてきたように新自由主義政策による構造改革がすすめられ「国民総痛み」がひろがることによって、「勝ち組負け組」という富と貧の二極化はますますすすみ、「共同性の崩れ」は人びとの大半にみられるようになり、みな目の前のことで自分のことで精一杯でバラバラな状況に追いつめられています。「引きこもる」若者やニートなどにみられるような状況はまさにその典型です。必要とされているかどうかわからないという切り離された透明な「孤」人（個人）として閉塞状況に陥っている表れということもできるでしょう。このような状況では、夢や希望を持ってといっても持てない現実がここにはあります。

②ノーと言えない

「共同性の崩れ」がひろがって個に解体され閉塞状況であると述べましたが、実はバラバラな状況にあって、共同性とは異質の「強いものに巻かれる」というような「共通性」をつくってきています。香山リカは「いまどきの『常識』」（岩波書店 2005年9月）のなかで、「日本人は大きな不安を抱えている」が、「おとなたちの多くは、『本当は反対なのだが、ノーと言って足並みを乱すことは誰にも許されない』と主張を引っ込めて知らんぷりを決め込む」「若者たちは、『本当は反対だけど』と

さえ感じずに、おとなや社会にひたすら感謝し、従順に生き」ながら「リーダーを支持しないのはけしからん」という単純な思考に陥っているといえます。だから、「社会に従うことをそれじたい、『支配』と感じた尾崎豊の感受性は」「理解されないのも当然」とし、小泉首相の支持率が下がらないのはこういった側面もあるとしています。また、憲法改正の調査結果から『理念が現実にもはやそぐわないのなら、現実の法を理念に合わせて変えるべきだ』という意見が極端に少ない」ことをあげ、『現実』と『理念』の価値の逆転」が起きているともいいます。

夢や希望を持ってといっても持てない「現実」はリーダーが変えるものなのでしょうか、リーダーしか変えることができないのでしょうか。また「現実」を是として「理念」を変えていくようなことで本当にいたしかたないのでしょうか。

(2)大局的に見た前進も

こうここ5年ほどの間の状況を見てくると、無力感にとらわれたりこれから先に夢も希望もないようなそんな状況のようにも映ってきます。実際本当にそう思っている人たちもそう少なくはありません。

しかし、現実はどうなのでしょう。この50年という単位で見ると困難で不十分ではあっても重要な前進がたくさんあります。

たとえば教育すら受けることが許されずそれが当たり前のようにされ自宅の中の「座敷牢」や施設に「収容される」しかなかった障害児の生活が、四半世紀前にどんなに重い障害を持っていようとともベッドサ

イドであっても学校教育を受けることができるようになり、むしろ今日的には障害を持っている子どもが教育を受けないということそのものが「それはありえないこと」として認識されるようになってきています。

義務教育終了後の進路にしても、高等教育の保障もずいぶん進んできて、「18の春」をどう保障していくべきなのかと関係者が頭を寄せあうようになってきました。居住の場は、グループホームという自宅以外の場で暮らすことができるようになってきて、在宅か生活施設という貧しい選択だけではない居住の場ができ、その準備ができるようになっているのです。障害を持つ人たちにとって教育をはじめとした基本的な権利すら保障されていなかった時代から、さまざまな施策やサービスが権利として確立・保障がされてきてそれがかなりすすめられてきたということができないのではないでしょうか。

また障害を持つ人たちの大きな変化や前進で、自分の願いや要求を多くの人たちがあらしそれに正面から耳を傾ける人たちが誕生してきたことです。「こう生きたい」とまでいかななくても「ヘルパーさんと外出したい」というような要求そのものを自らが表明できるようになったということです。これまでは要求すらいえず、ほとんど隠されていたか、そうでなくてもこのような願いを表明することそのものを抑えられていたのです。教育権保障のスローガンは「学校へ行きたい、友だちがほしい」という叫びにも似た願いが出発でした。

そういう叫びにも似た願いであっても、それが人間らしく生きていく当たり前の権

利であると要求して高まっていくことでその正当性や権利が保障がされてきた歴史を私たちはつくってきました。ですから今という状況は、そういう意味では今後障害を持つ人たちの生活を変えていく芽があちこちに芽吹いているといっても過言ではありません。障害を持つ人自身がこれからこうなりたいというような願いをだしていくことが、社会全体を変えていくものとして、不安や閉塞感にとらわれがちな国民にも共感をよんでいくのではないかと思います。

(3)「癒し」も含めた「安心の積み上げ」と生活のリアリティ

第5回基調報告では、競争をテコに集団から個人が解体されていく状況をくいとめていくためには、「人間の尊厳」「全面的な発達」概念と結びついたまさに生存権の内実を問う実践・運動の集団化によって市民の合意形成や強い連帯を形成していくことが必要だとのべてきました。

第6回基調報告では、その連帯形成にあっては「生活困難や生活の主體的の弱い」人たちに「共同性の崩れ」が起きていることなどの状況があり、その困難さがより増してきていることを示して、さらなる連帯にむけた努力が必要だとして「人間らしさ」を「大きな寛容」や「共存」という視点からつなげていこうというような提起を行ってきました。

今日その状況はさらにいっそうそうしたことが切実さを増してきているといえます。そして、大きな単位では前進があるなかではあっても、状況が複雑で見通しも単純に明るくない中でいつしか『現実』と『理念』の逆転」といわれるような正しさ

の基準が揺れ動いてるようにみてとれはしないでしょうか。だからこそ、「正しいこと」を「正しく」いってもそれはそこでシャットダウンされてしまうのではないのでしょうか。

今必要なことは、現実の感覚を受けとめつつそんな共有もしながらも、理念のところではまげることなく緩やかにつながっていくことが必要なように感じます。

背景にあるのは「大きな不安」です。「不安」には、まず「安心」できる大切さが必要です。「安心」できるためには、やはり共有にはじまる「つながる・協同のシステム」が必要です。実践的には国が求める制度改悪のまっただなかにあっても、目の前の人の願いに耳を傾けた「癒し」も含めた「安心の積み上げ」が必要ではないでしょうか。

「癒し」とは現実からの逃避ではなく、「こういうことがしたい」「人間らしく生きたい」「自分の人生をつくりたい」そんな「人間の尊厳」を自らの中に呼び起こす潜在的な願いだともいえるのです。

またその輪を一步ひろげていくという時に、第6回の基調報告で示した大きな寛容は生活のリアリズムのわかちあいのなかで求められているといってもよいでしょう。その際必要なことは、たとえば野田正彰は「身近な人と意味のある会話をして交流をちゃんとつくっていく」「他者が日々送っている生き方のすばらしさを発見したり、それに感動したり」することが必要といひ、香山リカは「相手に分かってもらえるように丁寧に説明する。説明されたほうも耳を傾け、相手のことばを理解しようとしてとめる」ことだといひます。そういう丁寧

さをもう少し意識的にも展開されていく必要があるのかもしれませんが。

峠三吉は「原爆詩集 にんげんをかえせ」で「わたしにつながる にんげんをかえせ」と表現しているように、「わたしにつながる」「あなたもかんじる」「人間らしさ」から、今日の不安をつなぎあわせ、その根源を克服していくことにむかうつながりとしていきたいと思います。

「人間をかえせ」 峠三吉
ちちをかえせ ははをかえせ
としよりをかえせ
こどもをかえせ

わたしをかえせ わたしにつながる
にんげんをかえせ
にんげんの にんげんのよのあるかぎり
くずれぬへいわを
へいわをかえせ

1) OECD では国民の標準的な所得の「中央値」の半分より所得の少ない世帯割合を貧困率としています。厚生労働省の国民生活基礎調査(2004年)では1世帯当たり年間所得の平均値は579万円で、中央値は479万円なので年間所得238万円以下の世帯割合ということになります。

<参考文献>

- 垣内亮 『『二段階』大増税計画と国民負担』 経済 2005年5月 No.116 大月書店
- 谷山治雄 「日本の税金の常識・非常識」 経済 2005年5月 No.116 大月書店
- 浅井春夫 「構造改革・新自由主義は日本社会をどこに導くか」 社会保障 No.403 中央社会保障推進協議会 2005年
- 伊藤周平 「介護保険、障害者自立支援法、今後の運動と課題」 社会保障 No.403 中央社会保障推進協議会 2005年
- 橋本輝夫 「小泉内閣の暴走は許さない 庶民増税なしで社会保障財源は確保できる」 社会保障 No.403 中央社会保障推進協議会 2005年
- 平田 厚 「ホテルコスト徴収の意義と留意点」 月刊福祉 2005年12月 全社協 2005年
- 今田高俊 「福祉国家とケアの倫理」 福祉の公共哲学 塩野谷 祐一 鈴木 興太郎 後藤 玲子 2004年
- 田村和宏 「寄宿舎は生活支援のもうひとつの場」 みんなのねがい 2006年1月 全国障害者問題研究会
- 児美川孝一郎 「若者の就労をめぐる問題と社会的自立支援の課題」 賃金と社会保障 2005年12月上旬 旬報社
- Human Development Report UNDP 2003

第2部 書くこと・考えること

1 9,10歳頃の発達の節目はどのように見いだされたか？

(1)「夢だけど!」「夢じゃない!」

みなさんは、『となりのトトロ』(1988スタジオジブリ)という映画の中で、主人公のメイちゃんとさつきちゃんがトトロからもらったどんぐりがはじめて芽を出して、2人が大喜びをするシーンをおぼえておられますか？ 2人は本当に大喜びをして庭を駆け回ります。それは事実なのですが、その理由は奇妙なことにメイちゃんとさつきで全く正反対なのです。

さつきちゃんは「夢だけど!」と言い、メイちゃんは「夢じゃなかった!」と言います。彼女たちの「夢」というのは、どんぐりが芽を出す前の夜、2人がトトロたちと一緒にどんぐりが芽を出すようにおまじないをし、それが芽吹いて見上げるばかりの大木になり、その周りの空をみんなで飛び回ったという姉妹同時に見た夢のことで、翌朝目覚めてみるとあんなに大きかった大木は影も形もない。そこでどんぐりを植えた庭に飛び出すと、小さな芽が出ているのを発見します。この同じ事実をとらえて、メイちゃんは「やっぱり夢じゃなかった」といい、さつきちゃんは「夢だけど」と正反対なのです。

この違いは一体どこから生じているのでしょうか？

異なる結論の理由として同じ事実が取り上げられている、だとするとその結論を導き出すすじみちのどこかに2人の違いがあるはずです。なぜメイちゃんは「夢じゃな

い」と言い切れるのでしょうか？

きっとメイちゃんはこのように考えたはずです。「昨晚、お姉ちゃんとトトロに出会い、トトロと一緒におまじないをして大木になった。確かに、その大木は見あたらないが、ここ何週間も世話をして芽を出さなかったどんぐりが、今朝立派に芽を出していたのだからそれはきっと昨晚のおまじないのはずだ」。

それに対してさつきちゃんは、「あの大きかった大木が今朝は影も形もない。どんぐりが芽吹いたのも昨晚のおまじないなんかのせいなんかじゃない。どんぐりの芽は芽が出るべくして芽が出たんだ。だからあれは夢だ。だけどトトロからもらったどんぐりが無事芽を出してくれたのがうれしい」。

おそらく2人の心の中ではこのように考えが進められたのでしょう。焦点は、どんぐりが芽吹く理由、あるいはどんぐりが今朝芽を出したという事実を理解する場合には取り挙げられる根拠です。メイちゃんは、どんぐりに毎日欠かさず水やりをするなど世話をし続けていますが、それ以上にあるいはその具体的な世話すらも自らの願いを表明する手段としてとらえています。願いや祈りが現実において具体的な力を持つと考えているのです。それに対しさつきちゃんの方は場合によっては学校の授業で(ちなみにさつきちゃんは映画の中では6年生、12歳です)。発芽の3条件なども学んだのかもしれませんが。しかし、それを知識として持っているかどうか以前に、少なくとも自然現象はその背後に客観的な法則性

が存在する、ということを前提に周囲の変化を見ているようです。ですから、さつきちゃんの「あれは夢だった」という信念は、いかにそれがリアルな夢であったとしても、あるいはさつきちゃん自身が信じたい内容であったとしても、ましてや通常あり得ない2人同時に同じ夢を見たということがあったとしても、「どんぐりは芽を出すべくして芽を出した」という不動の前提から組み立てられます。映画の中ではメイちゃんとさつきはこの件について特に対話をするわけではありませんが、もしメイちゃんがさつきに「何であれが夢なのよ！」と詰問しても、さつきちゃんは「どんぐりが芽を出すには水や空気や温度が大切な。今は夏だし空気も土の中にちゃんと行き渡っている。そしてメイちゃんがかんかん照りが続いてもお水をあげていた。だから芽が出たんだよ」と説明をするでしょう（その説明を受けてもメイちゃんは絶対に「夢じゃない」と言い張るはずですが）。

(2)科学的概念

どんぐりが芽吹いた事実を見て、「発芽の3条件」を思い起こすさつきちゃんの内面をもう少したどってみましょう。百科事典を見ると「めぶく」ということばに解説は見あたらず、発芽という項目がありその冒頭には「植物において、芽または種子胚が生長を始めること、または孢子、花粉などからその世代の植物体の発生が始まること。種子の発芽は、肉眼的には幼根または幼芽が種皮を破って出現することとして認められるが、これは発芽過程の最終的な結果であり、吸水に始まり上記の形態的な変化に至るまでの生理・生化学的変化を含め

て発芽という」と解説をされています。私たちも「発芽と言うけれど根が出て発芽なのか」と目から鱗が落ちるような気がします。そして、芽や根がでることは発芽といわれる現象の最終段階であること、発芽の出発は「吸水」であることなどを知らされます。おそらくさつきちゃんもこのような知識をすべて持ち合わせているわけではない。しかし、どんぐりが芽を出すということは、「発芽」という生理学的生化学的に説明可能な客観的な現象であるとはとらえているはずですが、それは狭い意味での知識ですが、その知識がある事実を説明する場合の第一義的な根拠として採用されている、あるいはそれを説明する理由として自らの願いや祈りではなく、発芽にかかわる知識が動員される、こうした特徴がさつきちゃんにみられます。

「芽を出す」ということばと「発芽」ということばとは、ですから単なる言い換えではありません。生理学あるいは生化学というある体系の中にあってはじめて意味を持つことばであり、その意味するところは私たちが経験的に思いこんでいる事からも微妙にずれています（発芽というけど根が出ることも含まれる！ など）。いわば、「どんぐりの芽が出た」という事実は、「発芽」ということばによって生理学的生化学的に再定義をされ、その事実は生理学的あるいは生化学的現象の中にとりこまれます。逆に言えば、それらの現象が客観的法則によって支配されているととらえ直すために、それに適合した概念がさつきちゃんによって想起され積極的に適用されている、という方が正確です。

ですから科学的概念自身は、記憶され蓄

積されたものですが、そうした蓄積自身がさつきちゃんとメイちゃんの違いを説明するものではありません。いうなれば、まわりの世界を客観的な法則性の存在というフィルターをかけてとらえているかどうかがメイちゃんとの違いです。

『となりのトトロ』の映画の後半で、病院から「お母さんの外泊が延期される」という電報が届きます。それを読んだメイちゃんもさつきちゃんもうちひしがれてしまいます。それは2人とも同じなのですが、そのうちひしがれ方が違います。お隣のおばあちゃんが心配をして励ましのことばをかけてくれるのですが、その一言一言がさつきちゃんの表情を陰しくしていくかのようです。とうとうさつきちゃんは「お母さんが死んでしまうかも」といいながら大声を上げて泣き出してしまいます。入院するとき「風邪のようなものだ」と説明されたが一向に退院してこない。突然にお母さんの外泊が延期されるのはお母さんの状態が悪化したのではないか、そんな不安。そして、そこには「おとなはきちんと説明してくれず誤魔化してばかり」という憤りも感じられます。メイちゃんはお母さんの退院が延期されたことでふてくされますが、むしろさつきちゃんのこのような姿を見てかえって、お母さんの病気を治すためにおばあちゃんの畑でとれた“元気になるトウモロコシ”をお母さんに渡そうと病院に出発します（その後の迷子になったメイちゃんが引き起こす騒動はご存じの通りです）。

さつきちゃんのメイちゃんとは比べたの落ち込み方の激しさの裏側には、やはり先ほど述べた「客観的な法則性というフィルターをかけて世界をみる」さつきちゃんにと

って、お母さんの病状についての科学的説明がきちんとなされていないことの意味の大きさが隠されています。それを求めようのないメイちゃんは、ですからかえって元気なのです。

(3)ピアジェ:具体的操作期としての7,8歳～11,12歳頃

このようなメイちゃんとさつきちゃんの違いを、一度性格や家族内での位置の違いというような諸側面とは区別して発達的にとらえ直すとどうなるでしょうか。

ピアジェの研究では、7,8歳頃から11,12歳頃までを、感覚運動期、前操作期に続く具体的操作の完成する具体的操作期ととらえています。

前操作期のおわりから具体的操作期の子どもを対象としたピアジェの実験で次のようなものがあります（ピアジェ『子どもにおける偶然の観念の発生』。出典：OECD 経済協力開発機構『ピアジェ思考の発達診断法』（山内光哉監訳 ナカニシヤ出版 1986年）。

実験者は、2つの袋を用意し、子どもにわからないようにトリックをしかけます。一方の袋には表裏の区別が十字と丸の図形によって区別できる貨幣が20個入っています。もう一方の同じ外見の袋にはトリック用のもので両面に十字の書かれていて表裏の区別ができない貨幣しか入っていません。まず子どもに前者の袋を渡し、何回か貨幣を一つずつ取り出させて遊ばせ、十字と丸の確率がどうなるかという問いを投げかけます。その後、子どもにわからないようにトリック用の袋に入れ替え、貨幣を取り出して、トリックに気づくかどうかを指

標に「偶然」という概念を把握しているかを確かめようとなりました。

その結果、「十字ばかりになっても少しも驚かない。そのような結果は不可能であるとか、少なくとも非常に少ない確率であるとはどうも思わない。彼らはそのような“奇跡”は公正な貨幣でも繰り返されると信じている。この奇跡は、貨幣を放り投げる人の個人的な力によって起こっている」ととらえる水準 1 (5 ~ 7 歳) があり、その後水準 2 (6 ~ 9 歳) では「貨幣をまぜ合わせることの効果はすぐに予期され、“固定した”貨幣の結果は、当の確率に反しているように思」い、もうトリックを「奇跡」などとみなしません。トリックを「何人かはすぐにさとるが、数回放り投げた後にやっと確信するものもある。実験者が全部の“ふつうの”貨幣を同時に放り投げるとき、子どもたちは、十字と円がだいたい同じ数になる確率は、一方がより多くなる確率より高いという予想はし」ないのです。そしてその後の水準 3 (12 ~ 13 歳) では、「子どもたちはすぐに、放り投げの回数が増えると、十字と円が半々になる確率が増し、1 つの集合から貨幣を引く回数が増えるほど、それがどちらの集合からくるのかより確かにわかると予想する」ようになるということです。

本来裏表が違って出現する確率が半々であるべき出現率が、トリックによって恣意的に操作されているという状況をどう子どもがとらえるのか、という実験です。12 ~ 13 歳に相当する水準 3 では、表裏の出現率は半々であるという「偶然」という概念内容をあてはめてトリック実験をとらえます(さつきちゃんにとっての「発芽の 3

条件」と同じです)。それは「もし〇〇という客観的な法則が存在しているとすれば……」と推論してゆくのですが、注意すべきはその推論の出発点に「偶然」という概念が位置していることです。それに対し、水準 2 はいきなりそのように推論可能なわけではないのですが、そうした「偶然」の存在を念頭においたことば掛けの後の何回かの具体的な操作を通じて、貨幣の表裏の出現の確率がなんらかの客観的な法則を前提としたものであるととらえて推論をはじめます。

この実験はなかなか込み入っていて、人為的に「誤った実験結果を生じさせ、その結果のトリックを導き出させる」という内容になっていて、その証明を偶然という概念のみで展開することを要求しています。しかし、ある事象を客観的な法則という必然性に従うものであるととらえるのかどうか、大きな分岐点となっていることは間違いありません。この実験に際して水準 2 あるいは水準 3 の子どもたちの「もし〇〇という客観的な法則が存在しているとすれば……」という推論の過程において、「偶然」ということばの把握は重要です。「偶然」というフィルターをかけているからこそ、十字の貨幣のみが出現するという恣意性が見えてくるのです。

いいかえれば、貨幣の表裏の出現を、「偶然による確率」として定義し直し、そのフィルターで現実吟味をおこなうことを求めています。ここでは、定義がなされています。一つは「偶然による確率」として定義し直すときですが、二つには、その定義を現実の結果にあてはめて偶然からの逸脱という結果を人為であると断定するとき

です。いずれの場合にも、「偶然」という概念内容の確かさがポイントとなっていて、事象の背後にある客観的法則性の存在の信念を貫く足がかりとなっているといえます。

すでに見たようにピアジェはこのような変換を形式的操作と名付け、そこへの移行を具体的操作期と位置づけ 9,10 歳頃を含む 7,8 歳頃から 11,12 歳頃までとしました。

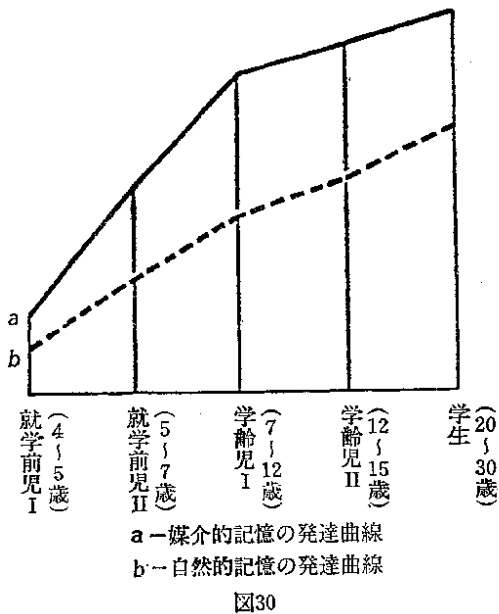
(4) ヴィゴツキー: 心理的道具の駆使

ピアジェが前記のような研究を深めているちょうど同じ頃、ヴィゴツキーも別の角度から、生活的概念から科学的概念の形成

行動の発達過程』第 3 章第 8 節、第 14 節など)。ここでは、知的障害のある子どもとそうでない子どもの両群について、心理的補助手段（文化的記憶）と自然的記憶の課題を提示し、語の記憶にあたって絵という補助手段を用いることが可能かをみようとしました。その結果、自然的記憶は年齢に従って増加し、自然的記憶に対する媒介的記憶の割合では 7 ~ 12 歳でピークに達すること、知的障害がある場合に絵と対応づけるというような方略を用いることができないことを示しました。ここでは、知的障害児と健常児という 2 群の比較ですが、発達的にそれを見るとピアジェのいう具体的操作から形式的操作期に対応する時期の違いと共通する可能性があります。

そして第 2 に、こうした心理的道具の使用が学校教育における教授＝学習過程と密接に結びついていることを示唆しました（『認識過程の歴史的発達』、執筆はルリア）。ここでは学校教育制度導入の前後の中央アジアでの調査で、日常生活用具などの分類とそこで用いられた概念の分析が一つの内容でした。ここでは、シンボルとの抽象的結合がなされていない状況的思考が顕著でしたが、ソビエトの学校教育制度を受けた人たちの用いる概念が大きく変化することを示したものです。ヴィゴツキーたちはすでに心理的補助手段が思考の展開において重要であることを指摘していました。そしてここでは心理的補助手段として使用可能な概念の形成に学校教育が寄与することを示唆したといえます。

第 3 に、こうした調査や研究に先だって、科学的概念が虚構場面を伴うあそびの中から、あるいはそれを舞台にして形成さ



の過程についておおよそ 3 つの重要な研究と提起をおこないました。

第 1 に、記憶に際しての文化的記憶に代表されるような心理的道具の使用についての研究です（ヴィゴツキー ルリア『人間

れていることを示しました（例えば、ヴィゴツキー：子どもの心理発達における遊びとその役割 1933年：神谷栄司訳 『ごっ

こあそびの世界』 法政出版 1989年 所収）。

表4-10 正常児の記憶

	年齢	IQ	自然的記憶	文化的記憶 I	文化的記憶 II	文化的記憶平均	文化的記憶係数
アレックス	126	123	5	10	8	9	180
グリニヤ	122	127	6	10	9	10	159
コスチャ	129	136	4	8	6	7	175
	125.7	128.7	5.0	9.3	7.7	8.5	171.3

表4-11 遅滞児の記憶

	年齢	IQ	自然的記憶	文化的記憶 I	文化的記憶 II	文化的記憶平均	文化的記憶係数
カーチャ	144	58	6	5	4	5	75
ヴェーラ	125	69	4	3	3	3	75
コーリヤ	136	56	5	4	0	2	40
パーニヤ	136	71	5	5	3	4	80
	135.3	63.5	5.0	4.3	2.5	3.4	67.5

以下ここでのヴィゴツキーの指摘を要約して引用して紹介します。ここでヴィゴツキーがいうあそびとは「虚構場面を伴う遊びは本質的にはルールのある遊びである」。「私は、ルールを伴う子どもの行動、ルールへの彼の独特な態度が存在しないうちは、遊びも存在しない、という命題さえ提起することができる、と思う」。そしてその「遊びのルールは、他人のモノをさわってはいけない、テーブルに静かにつきなさいというルールと、本質的に異なる。なによりも、その特色は、子ども自身によって確立される」。このようなルールに従う「虚構場面を伴う遊びは、三歳未満児には不可能な、本質的に新しいものである、と思われる。これは、新しい種類の行動であり、その本質は、虚構場面での活動が子どもを場面的束縛から解放する」。すなわち「眼に見えない、思考だけによって産みだされた場面での行為、想像的世界・虚構場面での行為は、子どもがその行動において

——モノの直接的知覚や、自分に直接に作用する場面によってではなく——この場面の意味によって規定されはじめることへと、ゆきつく」。

このようにしてヴィゴツキーは「遊びは、随意性と自由の王国である」と称しています。そしてそれらは、科学的概念の舞台となります。ですから「虚構場面の創造という事実は、発達の観点からすれば、抽象的思考の発達への道であると捉えることができる」。そして「学齢期になると、(こうした虚構場面を本質とする)遊びは死滅するのではなく、現実に対する関係のなかに浸透してゆく。遊びは、学齢期の教授—学習と労働(ルールを伴う義務的活動)のなかに内的に継承される。遊びの本質のあらゆる考察が示してくれたことだが、遊びのなかで、意味的世界と——すなわち、思考による場面と——現実場面とのあいだの新しい関係が創造されるのである」。

(5)ワロン:多価的な人格・竹内常一:自治的集団

ピアジェやヴィゴツキーとほぼ同時代のワロンは、人格に注目をして6歳から11歳頃までを「多価的な人格 (personalite polyvalente) とカテゴリカルな思考 (pensee categoriell) の時期」と呼んでいます。「多価的パーソナリティとカテゴリカルな思考の時期」には、サンクレティスム (=混合心性) が解消し、ものごとの分類をする力 (カテゴリカルな思考) が出現し、いろいろな集団に属していろいろな活動をするようになります。堀尾輝久の紹介によれば、そこではそれぞれの集団での自分の見方と見られ方をし、その集団で自分自身は何を期待し、何を期待されるかという関係の中で自分をとらえるようになり、生活の場は家族だけではなくて、学級の生活があり、遊びの集団があり、あるいは10歳前後のギャング・エイジになると小さなギャング集団にも属するというふうになり、いろいろな場面で活動し、それぞれのところでそれぞれの顔をもつ、このような多様性を、ワロンはポリヴァラントな、つまり多価的なパーソナリティの時期と呼んでいます (堀尾輝久「H.ワロンの仕事——その発達観・教育観を中心に——」教育学論集第40号 中央大学教育学研究会 1995年)。

ワロンによると学齢期にはこのような集団と密接な関係を持つ自己が誕生してくるわけですが、このような発達の時期にふさわしい集団の質があることにも注目が必要です。教育学の立場から竹内常一は、それを、子どもたちがヘゲモニー (=主導権) を持つ「自治的集団」であると考え、今日

の日本における子どもたちの「自治的集団」の再生の展望を述べています (「地域の子どもの集団の消滅と再生」『竹内常一教育のしごと 第2巻集団論』青木書店所収。初出は1972年:本講座テキスト資料編 p.129参照)。

自治的集団ですから、おとな達の助けは必要であるとしても、そこには子どもたち自身が主導権を持つ必要があること、そしてそれは「子どもの発達のうちにその根拠を持っている」と述べます。そして、おとなが主導権を持つさまざまな子ども組織が存在する中では、潜在的に子ども文化を代表する形での、いわばおとなと対抗的な関係にある集団のあり方に注目すべきであると指摘しています。

(6)日本における聴覚障害児教育および非行問題からの知見と「9,10歳の発達の節目」

以上見てきたピアジェやヴィゴツキー、あるいはワロンの発達に関する議論の中で積極的に「9,10歳頃の発達の節目」の存在を示す議論はありません。ただし、科学的概念の使用、ある種の変換操作を含む形式的操作への移行、など新しい心理的活動の開始が示唆されています。こうした中で、さらに絞って「9,10歳頃の発達の節目」として意識されるようになったのは、障害児を持つ子どもの学習や非行問題にかかわってでした。

すでに1960年代には聴覚障害児教育では学齢期における学習上の問題が教育関係者を中心に意識され「9歳の壁」などと呼ばれていました。加藤直樹・川崎広和・森原都はそうした問題の発達のな検討をおこない次元可逆操作獲得の階層から変換可逆

操作獲得の階層への移行と関連づけて検討を試みました（「9,10 歳頃の発達と教育に関する研究——研究の意義と課題—— 障害者問題研究 No.14 1973 年：本講座テキスト資料編 p.114 参照）。

加藤らは、学齢聴覚障害児の事例について、学習場面での状況と知能検査結果との関連を検討しました。その結果、語彙数など言語的学力に弱さがあっても、「知らないことば」を「知っていることばで表現する」ことができたり、語彙数は少なくても対比的な場面で電車と馬とを「のりもの」「動物」と上位概念で区別するような力を持っている事例 C についての発達検査や作文など学習場面の姿を同じ学年の他の生徒と比較し、一見ことばの育ちの幼さを見せる事例 C について、結論的に加藤らは学習場面で積極的な姿を、『生きる力』と結びつく力量を発揮していると評価しています。その力量とは、いいかえると口話教育による語彙数の積み上げは必ずしも多くないものの自分が持っている既存の語彙を媒介にして未知の事象を変換することを可能にするものだったといえます。

そしてこのような逆説的な姿の背景に、パターン化した指導方法や、それとも関連すると思われる言語獲得の受動性があることを指摘し、学習活動に内面的な言語の広がりや欠かせないことも示唆しました。ヴィゴツキーが指摘したような科学的概念の使用の舞台となる学齢期以前のあそびや内言の重要性の指摘と重なるもので、学力評価とその発達の根拠という面でも示唆的です。

一方、高垣は非行問題について、学校生活で「落ちこぼれておもしろくないから非

行に走る」というような外的な非行と学力の関係の把握から一步踏み込んで「低学力や学力の歪みが、子どもたちの人間的な発達とどう内面的にかかわっているかの検討」を試みています（高垣忠一郎 「現代非行の特質と学力問題」 現代と思想 No.37 青木書店 1979 年）。

高垣は、まず非行少年の作文に注目をします。非行にはしり鑑別所に入るに至った経過を振り返った作文の多くが、「あたかも無機的なシャッターによってとらえられた、無個性」で人間的な内面の関与がそこに感じられない共通点のあることを指摘しています。つまり、「経験的諸事実の時間的羅列」、裏返せば経験の内面的に関連づけての再構成・再統合の欠如が基底にあって、そのことが非行少年の「私」のあり方にも影響を与え、「その時・その場の状況への“私”の埋没」や、「その場の状況に閉じこめられ、ひきずられる自分」というような姿と結びついているのではないかと指摘しています。

なお生沢雅夫は、学齢期児童の知能検査結果を分析して、「8, 9 歳から, 10, 11 歳ごろ」, 「潜在クラスは 10, 11 歳から 13, 14 歳ごろ」, 「13, 14 歳以後」の 3 つの段階をとりだしています。この 3 つの時期の内、前の 2 つの違いを左右する下位項目として「球さがし」「8 つの記憶のためのよみ方」「図形の再生」「混乱文の整頓」「6 数復唱」「不合理の発見」「了解問題（その 4）」などをあげていて、これらの下位項目に共通する特徴として、課題として与えられた材料に内在する矛盾や混乱を整理整頓して正解に達する作業が多く、後者を論理的な関係を把握し構成することができる段

階といえと述べています（『知能発達の基本構造』風間書房 1976年）。

(7)まとめ

このようにして「9,10歳の節目」が、発達の質的な転換期であるにとらえられてきたわけですが、この時期は、意図・目的・目あてを出発点にした具体的な行為とその調整をもとにした行動が中心的となる発達の時期をまとめ上げ、概念のような抽象的なものを対象とする操作に再体制化してゆくという変化とともに、発達の主体も自己の行為を自己の行為にとらえる自我から自分自身を客観視したり相対化し異なる集団内での多面的な自己のありかたを内に含んだ集団的自己とも言うべきものに変化をしていきます。思考や認識と人格とがともに変化をし新しい結びつきをはじめの時期であり、その第1段階であるといえます。

2 書きことば

(1)文字の誕生——古拙ウルク文字から楔形文字に

以上述べてきたような新しい発達の階層への移行との関係では、そこでの交流の手段と考えられる文字および書きことばの歴史をたどっておくことも無意味ではないでしょう。

文字の重要な側面はそれが記銘の手段であるということです。つまり、記憶の心理的な補助手段として用いられるということです。ただし、そうした機能を持つものは多様なものがあります。例えば数の記憶のための手段として紐の結び目を用いるとい

うような方法は世界各地で見いだされてきました。同様に枝の刻みなどがそうした用途に使われることもあります。古くから描画がそのような役割を果たしていたことも容易に推測ができます。

文字をどのように定義するのかにもよりますが、書かれたものを媒介物にした記号であると考えれば、その起源は絵にあるといえるでしょう（カルヴェ 『文字の世界史』河出書房新社 1998年）。今日残されている絵の代表例は、アルタミラやショーベなどの壁画ですが、考古学的には数万年前（3万5千年～1万年）前まで遡ると言われています。

そして、最初の文字は今からおおよそ5000年前、古代メソポタミアのシュメール人によるウルク文字（楔形文字）であると考えられています。そしてそのウルク文字の起源は、新石器時代から用いられていた直径1cm前後のさまざまな形状の粘土（トークン：token と呼ばれています）が記憶の補助手段として用いられていて、その形自体を粘土板上で描いたものだろうと考えられています（ベッセラ）。こうした古拙ウルク文字の最も古いものは紀元前3000年頃のもといわれており、現在のところ私たち人類の文字の歴史は約5000年と考えられます。また古代メソポタミアにおいてはこのような文字とともに円筒形の印章も盛んに用いられました。この時期のウルクでは、すでに紀元前8000年頃から農耕や牧畜が始まり古拙ウルク文字の誕生の際には神殿支配のもとでの秩序ある生産物の保管や配分が営まれていて、文字や印章はまずそのために用いられた（印章は封印による保管のため。ウルク文字は解読さ

れていないためどのような内容であったか定かではないのですが、印章による封印を補う数量の記録ではなかったと推測されています)と考えられています。

楔形文字そのものはすでに解説され、その実態も明らかにされています。シュメール語はもともと日本語の動詞のように基本となる語に接頭語や接尾語が付け加えられて用いられる性格が強いことばだといわれています。それを表記するのにまず表意記号が用いられました。初期の楔形文字は文字一つひとつが語あるいは数をあらわす表意記号で、動詞や代名詞、時制などの表現は困難ですが、その後次第に改良が加えられていきました。それまでの表意記号に加えて表音記号的な性格を付け加えます。例えば、「矢」をあらわすシュメール語は ti ですが、ti または til は「生きる」も意味していて「生きる」という動詞をあらわすために弓の形をしるすようになっていきます(吉村作治)。

このような傾向はさらに促進され、表意記号とあわせて独立した音節システムを追加しはじめました。純粹に音をあらわす記号のシステムは、主として、文法のおよび抽象的な性格をもつ概念を表現するために使用されました。

一方シュメール人の社会は決して閉ざされたものではなくさまざまな言語と出会い、それをシュメール語と同じように表記する必要に迫られます。特にアッカド語は、もともと膠着的性格の強いシュメール語と違ってセム語族の言語に類似していて、三つの子音によって構成される根語への変化にもとづいて、その表記に表音記号の必要を強め、それがシュメール語の表記

にも限定記号という形で転用されシュメール語の楔形文字表記を独自に生み出す事になり、それが逆にシュメール語の表記にも影響を与えています。当初の表意記号は、最後には、200～300 からなる音節記号と限定記号の使用によってかわられました。

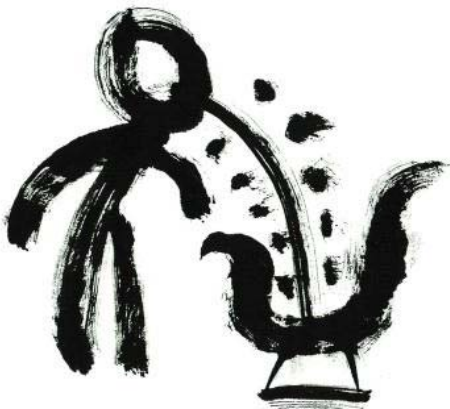
そして初期の楔形文字が生産物の厳正な保管と分配という背景をもっていたため、記数法や記号による計算の方法も早くから登場していました(室井和男『バビロニアの数学』東京大学出版 1999 年)。

すでに見たように楔形文字の最初期がトークンの模写であったので、基本的には絵文字(象形文字)として出発をしているといえます。それによって表現される数は従ってゼロを持つことがなく(無いものは形がないので絵文字として表記できない)、また 60 進法で小数点を持たない記数法であったため、実際の四則演算は複雑を極めたようです。そして円周率も近似値で処理し、直角三角形の辺の関係(後の三平方の定理)も計算の対象となっていました。こうした記数と計算の学習のための「計算ドリル」が大量に発見されているのも興味深いところです。

かつてのシュメール人たちの文字がそうであったように、それぞれの言語の性格にも影響を受けつつ絵文字に、そして表意文字・表音文字にと分化してきました。

絵文字は直観的でわかりやすいのですが、体系化されにくいなど多くの制約を持っていて現在ではほとんど実用的には使用されていません。その中で、中国南部のナシ族固有の宗教と結びついて伝承されているトンパ文字は現在も使われている唯一の絵文字だといわれています。このトンパ文

字を見ると、私たちが初めて見ても、なんとなく意味が理解できる文字も多く、妙に親近感を覚えます。そして、「こんな文字にすればこの意味は表現できそう」と思えるような文字です。言い方を変えれば、絵文字は表現そのものに大きな比重があったといえるかもしれません。



(2)文字と書きことばに関わって

書きことばも話しことばも、ことばという意味では共通です。ですから、書きことばは話しことばを文字に置き換えたものであると思えますがそうでしょうか。

ことばは、記号の体系、あるいは体系化された記号であるといわれ、一般的にことばの特徴として、(ア)学習の必要性、(イ)現場から離れた事象について語ることができること、(ウ)記号が恣意性をもつこと、(エ)記号が二重分節性を持つこと、(オ)生産性をもつこと、などを挙げることが一般的なようです(『心理学辞典』有斐閣)。(ア)の学習の必要性は、議論の分かれるところです。先の絵文字や身振りなどは必ずしも学習が必要ではない、

ということができますし、現場を離れた事象の表現も指しは基本的に困難です。また記号の恣意性という点でも先の絵文字や身振り表現では表現者にとっては必然的であるともいえますので、恣意性と言い切れるのか論議の分かれるところです(もちろん一方で「それらは、だからことばではない」と、ことばに含めない立場もあります)。二重分節性とは、意味の単位(形態素といいます)とその意味を区別する単位(音素)とに分かれることで、それによって非常に限られた音素によって膨大な意味を表現できるといわれていて、(オ)の生産性の基盤ともいえる性質ですが、表意文字では基本的に一致しています。

このように見てくると、先の5点の特徴は、話しことばと表音文字ではよくあてはまるようにみえますが、必ずしもすべてのことばにあてはまるとはいえないようです。むしろ、伝達や表現の媒介物であることを共通点としてとらえつつ、書きことばが話しことばから派生したものであると考えることも可能です。

①音節の分解と再構成

実際、よく知られているように書きことばの習得に音節分解が可能(先の二重分節性の獲得=一般に4歳頃といわれています)になっていることが一つの前提となっているのは話しことばを文字に置き換えると書きことばになるというわけではないという理由の一つだろうと思います。

②時間との関係での可逆性

話しことばと書きことばの質的な違いはさまざまに指摘をされていますが、ここでは表現に焦点をあてて時間軸との関係について考えてみたいと思います。

話しことばも書きことばも、同じように現場から離れた事柄を伝え合うことが可能です。時間軸との関係においても伝える中身についてはそのように両者は共通しています。話しことばも書きことばも、現在のことだけではなく、過去や未来を伝えることが可能です。

しかし、表現に用いる媒介物に関わっては両者で決定的な違いがあります。話しことばも、音声の録音が可能ですが、話しことばの場合には音の届く位置で話すことと聴くこととが同時になされます。一方、書きことばでは書くことと読み手が読むこととは必ず時間的なずれが生じます。つまり同時性のくずれが書きことばの一つの特徴となっています。そのため同じ「昨日」であっても、話しことばでは「昨日」は聴き手にとってもいつであるのか即座に了解可能ですが、書きことばの場合にはその文が書かれた日付が明示されなければ、正確にはわからない、ということになります。話しことばは表現・伝達という過程は「今」という時間軸しか持ち得ませんが、一方の書きことばは、時間軸に対して普遍的で自由な関係を持ち得ます。ですから、逆に書きことばは時間軸に積極的に基準点を持ち込み、そこから時間軸を移動するという操作が必要になります。話しことばを聴くという行為と書きことばを読むという行為の違いもこの基準点の自覚という点で大きな違いがあります。つまり、話しは時間の流れに沿って表現がなされ、聴き手は特に基準点を意識しません。それに対して文字を読む場合、常に基準点を読み手に意識されている必要があります（日本語では縦書きの場合には右上、横書きの場合には

左上、というように。そして、それがくずれた文書は極めて読みにくいものになります）。

ですから、書きことばの世界では、一方で時間というものの自覚的な把握がなされ、その時間軸を可逆性をもって自由に移動できることが欠かせません。そのためには、少なくとも系列的操作が一定水準に到達していることが不可欠です 2)。

③普遍性を持った拘束力

そして、文字は音声と違って物として存在し続けます。ですから、音声に比べて表現の対象化の傾向が強くなり、表現の主体である書き手からの距離は遠くなります。しかし、物として存在し続けるために、それが自ら書いたものであると見なされる限り、それは書き手を縛り続けることとなります（契約書などの持つ拘束力）。文字の起源において文字が記憶の補助手段として用いられはじめたことを述べましたが、補助手段に過ぎないものが、書きことばをわかちもつ関係の中では、時間を超えて書き手の行動を縛るような現実的な力を有するようになります。

④内在化された規則と自覚性・随意性

さらに、記号の体系としてみた場合、規則の比重が大きくなっています。書きことばでの規則は、筆順や文法、文の構成などにも及びます。ヴィゴツキーは、母国語の文法の学習について、すでに話しことばを駆使している場合に文法が学習されるという一見矛盾した状況について、書きことばが成立する場合のより高い自覚性・随意性の必要を指摘しています。文法という規則に従って書きことばが構成されることは、想起された抽象的な読み手に普遍性を持つ

て伝達可能にする条件ともなっています。このような規則の比重の高さが、“いつでも・どこでも・だれとでも”という普遍性の高い伝達を保障し、やりとりによって成立する結びつきは社会的性格を一層強めます。

⑤表現における抽象性

話しことばと書きことばの違いをやりとりという点に焦点をあててとらえると、表現の受けとり手という存在が問題となってきます。話しことばでは、目の前に聴き手がいて直接的にやりとりが成立しますが、書きことばの読み手は基本的に書き手の書く行為の現場にはいません。このことは、話しことばでのやりとりの具体性とは大きくかけ離れた行為です。ある意味で読み手の存在を想起し、その想起された読み手とやりとりを展開することになります。その意味では、書くという行為においては、やりとりが一度シミュレートされ、書かれたものが読み手のもとにわたったときに現実のやりとりが開始されます。そのシミュレートの中身は、述べようとすることについても含まれますが、表現方法についてもそれ以上に重要になります。つまり、読み手の立場に立ってそれが吟味される必要があるのです。先に述べたように、書き手の中に読み手をつくりだし、読み手のすじみちをくぐらせて文章を展開するということになります。

さらに表現における抽象性という点で別の面もあります。映画『千と千尋の神隠し』（2001 スタジオジブリ）では、主人公の千尋は、豚に変身させられたお父さんとお母さんを救い出すためお湯屋にいななければならない。お湯屋で存在が許されるの

は、お客を除けば湯婆婆の使用人のみ。しかし、自分の名前を忘れてしまうと人間の世界へも戻れない。このような状況の中で、自分の名前を奪われた上で、お湯屋で働く契約書を取り交わすのです。その際に、湯婆婆から「今日からお前は“千”だ」と言われ、「千尋」というサインが契約書からはぎ取られる不思議なシーンがあります。

この映画を離れても契約書というのは、不思議で厄介な文書です。まず、「私こと、〇〇は……」とか「貸貸人〇〇を甲とし、貸借人△△を乙とし、甲および乙は以下の通り土地賃貸借契約を締結する」というように、「私」が定義をされます。そしてその定義によって、契約書の上で「私」は契約上の権利あるいは義務との関係のみで存在する抽象的な存在に変身させられます。それは血の通った私という一個の人格が契約書に署名をすることによってはぎ取られるような感覚に近いのかもしれませんが（そう考えると、映画の中の名前の文字がヒラヒラと空中をさまようシーンは妙な生々しさを感じさせます）。話しことばでは名前ばかりか「私」という自称代名詞さえも、しっかりとしたリアリティーがありますが、契約書という定義された書きことばの中では極度に抽象化されます。そこでは、明示された権利や義務以外は互いに拘束しあわないことが原則とされます。つまり、両者の意図から切り離されて、定義された語義が自己運動するのです。こうした点も、話しことばと比べて書きことばの大きく異なる抽象性の高い部分です。

このように、話しことばと書きことばと

は、単にやりとりにあたって媒介される記号にとどまらない違いが存在します。すでに述べてきた 9,10 歳頃の発達の節目との関係で単純化して整理すると、4 歳頃の発達の節目において二重分節性習得の条件を得て書きことば獲得の発達の歴史が始まり、5,6 歳頃に始まる系列性の世界において文字や文を綴る基本条件が得られます。その上で 9,10 歳頃の発達の節目を越えて抽象的で内面化された他者とのやりとりの担い手を生み出してそれを本格化させ、より普遍性の高いやりとりのためにさまざまな規則を内在化し書きことばを駆使していくと考えることができます。

(3)実践に引き寄せて——「契約」という概念を例に——

先に、『千と千尋の神隠し』で契約書の場面を紹介して書きことばの抽象性という性格を紹介しました。発達的に見た場合、この「契約」という行為はなかなか複雑で困難な問題があるにもかかわらず、知的障害を持つ人たちにとって、契約は支援費制度の利用に代表されるように欠かせません。

自己決定の権利は、子どもにも存在すると考えられることが一般的ですが、それにまつわるさまざまな当事者能力に関してはいくつかの留保があります。例えば、契約などについては「保護者の同意」という条件がむしろ一般的で、ほとんどの場合直接契約が結ばれません。

知的障害を持つ人たちにとっては、自己決定の権利を積極的に行使できるようにという意味もあって支援費制度のように契約が不可欠になってきています。また、成人

期に 9,10 歳頃の発達の節目前後にある、いわゆる軽度の知的障害を持つ人たちにとっては、一人暮らしをしている、一般就労をしている、あるいは結婚をしているという生活実態の人たちも多い時期であり、契約という行為はごくありふれたものになっています。買い物をするというのも広い意味での契約です。

他方、障害者がさまざまな消費者被害にある事件が増加をしています(2002 年では 7000 件をこえ、それまでの 5 年間で 3.5 倍に増えているということです)。知的障害があることをわかった上で、あるいは知的障害があることを利用した悪質な手口の事件も増加をしています。「契約」といっても実際には、「業者から住所を電話で聞かれてそれに応えただけで契約をしたことにされた」、あるいは「電話での説明がわからず“はい”“はい”と返事をしていたら契約をしていたことにされた。それが嫌だったから書類を捨てて“これで終わった”と思っていたら請求が来た」というような実態なのです。

このような被害回復について消費生活専門相談員の渋谷は、現行の法の仕組みに照らして次のような問題点を示しています。

「基本的に契約で問題になるのは“自分の意志で契約をしたかどうか”で、自分の意志で契約をしたときのみ契約にともなう責任は生じる。

その意思能力に関しては障害者にとって厳しい仕組みになっていて、実際には理解できないまま契約をしても日常生活ができている限りは意志能力があると解釈をされる。

もちろん、そうした解釈を覆すことは可

能だが、軽度の知的障害などの場合には、それが困難になる」と述べています（渋谷絢子「障害者に対する悪質商法の手口とその対応——「身近な支援者による“気づき”が第一歩」手をつなぐ 2004 年 5 月号）。知的障害があっても発達的に 9,10 歳前後と考えられる人たちの場合、療育手帳を取得できていない場合も多く、また自活をしている人たちもたくさんいます。そうであるから一層こうした事件の被害者になりやすいのです。

確かにこの発達の時期の人たちは日常的な会話は苦勞なく可能です。しかし、例えば「契約って何？」とたずねると「今日は何してない。更新だけ」「契約したらなにかいいところある？」「デイサービスに来れること」「契約で困ることは？」「ご飯が遅いからみんなに文句いわれる」というように、すでに支援費制度にある福祉サービスを実際に利用していても「契約」を正しく理解できていないと感じさせるようなやりとりです。

9,10 歳頃の発達の節目を、発達の階層一段階理論では 1 次変換可逆操作であると考えますが、こうした 1 次変換可逆操作の素材はある程度継続的で体系的な学習によって得られます。逆に、難しい用語を日常的なやりとりで使用できているように見えても、先の例のように、内面的な操作の対象となっていない場合もあります。時には、このように外在的なことばに自分自身が振り回されているように感じて、あるいはそれに気づいて不安感や周囲の人への不信感が強く出てくることもあります。

このような軽度の知的障害をもつ人たちにとっては「文字が書けるからそれで一段

落」「軽度の遅れだからそれでいい」のではありません。先にあげたような被害に遭遇しないようにするために逆に社会生活が狭くなったりするのではなく、「文字が書けるからこそ」「軽度の遅れだからこそ」さまざまな場面での多様な事柄について一つひとつ系統的な学習活動を彼らの生活実態は潜在的に求めている、ととらえて援助をすすめていく必要があります。

当然のことながら 9,10 歳頃の発達の節目前後で、その内容や方法あるいは強調点が違ってきます。

それまでの時期の人たちにとっては、自分自身の生活経験と照らし合わせて、類似する事柄などを思い起こしながら「それって〇〇のことみたいやね」というように概念の内容を、いわばヴィゴツキーの言う語の「意味」を軸に、たどっていくことができるようにしていくことが重要になるでしょう。そのように概念を理解した場合、概念間の内在的な必然性によってその関係をとらえることには困難の生じる場合が多いこともあって、その概念に含まれる具体的な外延（＝論理学の用語：例えば、金属という概念の外延は具体的には金・銀・銅・鉄などを）に相当する一連の系を起点と終点に注目をして一つの単位として把握できること、という方向性が必要になってくると思われます。またこのような展開では、自我の関与が基盤になるという限界、ピアジェのいう「アニミズム」のように単なる事物にも意志や意図をみようとすることから生じる混乱などにも留意が必要です（「やさしいからお金をかしてくれた」、あるいは「いい人だから熱心に勧めてくれ

た」というように).

それに対して, 9,10 歳頃の発達の節目をこえると, 定義や規定などを学ぶことに比重が移ります. 契約とは, 法律上広義には「何らかの法律効果の発生を目的とした, 2 人以上の当事者の合意一般」のことで, 「合意の内容どおりの履行を強制できたり, 不履行の場合には, 損害賠償を請求できるということなどを意味する. 債権の発生, 物権の設定を目的とする合意, 婚姻, 離婚, 養子縁組, 行政庁相互間あるいは行政庁と私人間の合意など, この意味ではすべて契約である」. 狭義に民法上は「債権の発生を目的とする合意のみをいう」と定義されます (平凡社『世界大百科事典』の「契約」の項). このような定義をたどり出すと, 「債権とは?」「債務とは?」などと疑問の連鎖に遭遇してしましますが, 現実生活では「合意内容の履行に法的な強制力を持たせる」という点に核心部分があるのでしよう. そして, そのような点からいくつかの条件を考慮に入れて結果を演繹してゆくようなシミュレートすることが必要になりますが, そのような場面でも理解をふかめるために「一緒に考える」ことが必要になるのでしよう.

やや概念の理解を論理的思考に入り込みすぎて述べたのかもしれませんが, このような概念を学び理解することは義務ではなく権利です. 第2部冒頭で紹介した『となりのトトロ』の映画の中で, 12歳のさつきちゃんは「お母さんの外泊が延期された」という電報を見て4歳のメイちゃん以上に大きく動揺します. それは, お母さん

の入院に際しても「風邪みたいなものだ」と説明されていたこと, そしてそれが「風邪」などではなく何か月にも及ぶ入院になったこと, そのような誤魔化すおとなたちへの不信感に増幅された「お母さんのいのちが危ないのかもしれない」という不安が奔流のようにあふれてきたのでしよう. あのさつきちゃんの涙は, 「お母さんの病気について科学的にきちんと説明して欲しかった」という叫びではなかったでしようか. 9,10 歳頃の発達の節目をこえるということは, このような課題を私たちに提起しているのではないでしようか?

注

1) この時間の概念については, ピアジェは, 3つの操作が前提となると考えています. 第1は「諸事象を時間的・継起的順序を構成するように系列化すること」, 第2は「瞬間的諸事象のあいだの間隔のはめこみ」第3には「空間的測定法と同型的な時間的測定法」です. 第3の点は, 時間的持続を「内容」からとらえるのではなく「速度」からとらえるといういわば他の概念との間の変換操作を含んだ科学的概念としての時間概念に欠かせないと考えています. その場合, 前2者は, いわば系列を軸にした時間の観念にかかわるものであるといえます. 速度と結びついた時間概念は, 空間と時間の全体的システムをなすものであって, それは7~11,12歳の「具体的操作期」に完成すると考えています (ピアジェ『新しい児童心理学』クセジュ文庫1969年).

「発達保障の課題 2006」は人間発達研究所運営委員会の共同研究として討議されてきた。討議に参加したのは以下の通りである。

加藤直樹，中村隆一，田村和宏，村松大治，山田宗寛，栗本葉子，高田智行，嶋村伸子
また第Ⅰ部のとりまとめは田村が，第Ⅱ部のとりまとめは中村が担当した。